

令和3年11月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ネ)第1972号 即位の礼・大嘗祭等違憲差止請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所令和2年(ワ)第31996号)

口頭弁論の終結の日 令和3年10月11日

判

決

控 訴 人

控 訴 人

控訴人ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人

同代表者法務大臣

同 指 定 代 理 人

主

木 村 庸 五
浅 野 史 生
井 掘 哲 哲
酒 田 芳 人
吉 田 哲 也
土 田 元 哉

国 川 禎 久

別紙代理人目録のとおり

文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、原判決別紙2の「名称」欄記載の立皇嗣の礼関係行事等 (ただ

し、同欄記載の「一般参賀（記帳）」及び「宮中饗宴の儀」を除く。）のために国費を支出してはならない。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人らが、被控訴人に対し、人格権に基づき、原判決別紙2「立皇嗣の礼関係行事等（予定）について（案）」の「名称」欄記載の立皇嗣の礼関係行事等のうち、「一般参賀（記帳）」及び「宮中饗宴の儀」を除く関係儀式及び行事（以下「本件諸儀式等」という。）に係る国費の支出の差止めを求める事案である。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したため、これを不服として、控訴人らが控訴をした。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張

前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり付加訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁11行目の「本件口頭弁論終結時」を「当審口頭弁論終結時」に改める。
- (2) 原判決2頁16行目の「別紙」を「原判決別紙」に改め、以下、原判決中「別紙」を「原判決別紙」にいずれも改める。
- (3) 原判決3頁3行目の「本件諸儀式等」の次に「（ただし、神宮御参拝、神武天皇山陵御参拝、昭和天皇山陵御参拝を除く。）」を加え、同5行目から6行目にかけての「令和3年3月末までに支出されることとされている（弁論の全趣旨）」を「令和3年9月27日までにいずれも支出された（乙1、2）」に改める。
- (4) 原判決4頁2行目の「当庁」を「東京地方裁判所」に改め、以下、原判決中、「当庁」を「東京地方裁判所」にいずれも改める。

(5) 原判決4頁7行目の「東京高等裁判所」を「当庁」に改める。

(6) 原判決4頁16行目の「当裁判所」を「東京地方裁判所」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求をいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決6頁11行目の「違反するものであり、」の次に「被控訴人が皇嗣就任について「国民がこぞってことほ」ぎ（式典委員会第10回議事概要）、「祝意奉表を行うこととする」（式典委員会第11回議事概要）としたうえで天皇代替わりの諸儀式の一部たる本件諸儀式等に公金を支出し、挙行することは、」を加える。

(2) 原判決6頁24行目の末尾に、改行の上、以下のとおり加える。

「控訴人らは、本件諸儀式等に公金を支出することは、天皇と天皇制を賛美すべしという特定の思想を国家が勧奨し、これに庇護を与えることであり、それが強制であるか否か、個々の国民に向けられた行為であるか否か、すなわち直接的か否かを問わず、思想良心の自由への侵害となる、また、上記のとおり特定の思想を国家が勧奨し、これに庇護を与えることは、個々の国民の思想良心の形成過程に対する介入であり、広報・宣伝・プロパガンダはもちろん、公金の支出、自治体・官公庁・教育現場への「祝意奉表」の通達・要請、儀式を口実とする警備実施等によって効果的に実現するのであり、個々の国民に向けられた行為でないことをもって直接控訴人らの思想良心の自由を侵害しないとはできない旨主張する。

さらに、控訴人らは、信教の自由についても、本件諸儀式等への公金の支出は、国家が神道ないし日本神話という特定の宗教を勧奨し、庇護を与えることであり、思想良心の自由と同様に、それが物理的・直接的な強制を伴わないものであっても、圧迫や干渉として、信教の自由の侵害

になる旨主張する。

しかしながら、本件諸儀式等への公金の支出に対して、それに反対する個人が不快感や焦燥感を抱くことがあるとしても、それが個人の思想良心又は信教の自由への侵害行為と評価されるためには、特定の思想の露顕や信教等を強制し、特定の思想や信教を理由に不利益を加える等、それがこれらの自由を直接侵害するものであることを要すると解すべきである。

そして、控訴人らが主張する広報、通達、警備実施等の事情を踏まえても、前記のとおり、本件諸儀式等が個々の国民に向けた行為であるとはいえないこと等に照らせば、本件諸儀式等への公金の支出が直接、控訴人らの思想良心の自由や信教の自由を侵害するものとはいえないから、控訴人らの主張は採用することができない。」

(3) 原判決6頁末行から7頁初行にかけての「されるほか、」の次に「政教分離原則と統一体をなす」を加え、同行目の「主張する。」を「主張するとともに、政教分離原則違反の行為については、信教の自由の侵害が憲法上推定される（法律上の推定）と主張する。」に改める。

(4) 原判決7頁11行目の「評価することはできない」の次に「（なお、政教分離原則違反の行為について、信教の自由の侵害が法律上推定されるとの主張は、そのように解すべき法律上の根拠はなく、採用することはできない。）」を加える。

2 以上によれば、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件各控訴は理由がないから、これをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官

小野瀨 厚

裁判官

渡邊和義

裁判官

三上乃理子

(別紙)

代 理 人 目 録

葛西正成，政木隆一，佐藤博行，藤沼真吾，稲玉祐，山口友寛，三上絵梨奈，太
田友輔，川崎穂高，増田慧，石野夏幹，福田一郎，梶ヶ谷洋一，中川一，水上彰
以 上

これは正本である。

令和3年11月17日

東京高等裁判所第23民事部

裁判所書記官 藤見英輔

